

# 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和8年4月

香取市・神崎町・多古町・東庄町  
香取広域市町村圏事務組合



## 第1章 基本事項

### 1 計画の目的

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（以下「本計画」という。）は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和8年3月香取市・神崎町・多古町・東庄町・香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。））に基づき、令和8年度のごみ処理を実施するにあたり、ごみの排出の抑制、減量化、再利用の推進、収集・運搬、処分等について必要な計画を定めるものです。

### 2 計画対象区域

計画対象区域は、香取市、神崎町、多古町及び東庄町の1市3町です。

### 3 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

### 4 ごみ総排出量の見込み

令和8年度におけるごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量の見込みは、表1-1に示すとおりです。

表1-1 ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量の見込み

項目	香取市	神崎町	多古町	東庄町	計
ごみ総排出量(t)	21,970	1,581	2,835	3,407	29,793
計画収集量(t)	19,287	1,376	2,547	3,065	26,274
直接搬入量(t)	2,222	154	288	342	3,007
集団回収量(t)	461	51	0	0	512
1人1日当たりの排出量(排出原単位)	881	797	604	758	825
合計 (g/人・日)					
生活系ごみ(g/人・日)	665	633	441	626	629
うち家庭系ごみ	566	544	386	554	540
事業系ごみ(g/人・日)	198	139	163	131	182

※ 本計画で、図や表において四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合があります。

## 第2章 ごみ処理計画

### 1 ごみの減量化・資源化計画

廃棄物の排出を抑制し循環的利用を促進するために、住民、事業者、行政が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取組みを図る必要があります。

#### (1) ごみ資源化量の見込み

令和8年度におけるごみの資源化量の見込みは、表2-1に示すとおりです。

表2-1 ごみ資源化量の見込み

項目	単位	香取市	神崎町	多古町	東庄町	計
ごみ処理量 ①	t	21,509	1,530	2,835	3,407	29,281
資源化量 ②	t	4,564	313	598	526	6,001
直接資源化量 ③	t	1,128	76	68	125	1,397
中間処理後再生利用量 ④	t	2,975	186	530	401	4,092
集団回収量 ⑤	t	461	51	0	0	512
再資源化率(③+④)/①×100	%	19.1	17.1	21.1	15.4	18.7
集団回収量を含んだ ごみ処理量 ⑥=①+⑤	t	21,970	1,581	2,835	3,407	29,793
リサイクル率 ②/⑥×100	%	20.8	19.8	21.1	15.4	20.1

#### (2) ごみの減量化、資源化に向けた取組み

令和8年度における減量化、資源化に向けた取組みは、表2-2に示すとおりです。

表2-2 減量化、資源化に向けた取組み

項目	取組み
市町及び組合	環境教育、普及啓発の充実（5Rに係る啓発活動の実施）
	リデュース・リユース・リサイクルの取組を充実 イベント、出前講座等での啓発活動
	排出抑制、資源化率向上の検討
	多量排出の事業者に対する減量化・資源化指導の徹底
	環境物品等の使用促進
	生ごみ処理機購入に関する助成等

項目	取組み
住 民	集団回収の促進
	容器包装廃棄物等の資源化の促進
	リユースビンなどの環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
	生ごみの水切り、堆肥化等の促進
事業者	発生源における排出抑制
	過剰包装の抑制
	流通包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進等
	環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
	食品廃棄物の排出抑制

## 2 ごみの収集・運搬計画

収集・運搬の主体は、生活系ごみについては市町及び組合、事業系ごみについては事業者です。

### (1) ごみ収集量の見込み

令和8年度におけるごみ収集量の見込みは表2-3に示すとおりです。

表2-3 ごみ収集量の見込み

単位：t

項 目		香取市	神崎町	多古町	東庄町	計
生活系 ごみ	可燃ごみ	13,577	1,032	1,745	2,361	18,715
	不燃ごみ	536	47	68	131	782
	資源物	2,467	176	255	325	3,223
	その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	合 計	16,580	1,255	2,068	2,817	22,720
事業系 ごみ	可燃ごみ	4,899	275	767	587	6,528
	不燃ごみ	30	0	0	3	33
	資源物	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	合 計	4,929	275	767	590	6,561

(2) ごみ収集・運搬体制

令和8年度におけるごみの分別・収集頻度は、表2-4(1)から(4)に示すとおりです。

表2-4(1) ごみ分別の指定状況(香取市)

分 別		排出先	排出方法	収集頻度	備 考
可燃ごみ		ステーション	指定袋(半透明)	2回/週	3袋まで
資源物	ペットボトル	ステーション	指定袋(緑)	1回/隔週	—
	プラマーク		透明・半透明の袋	1回/週	—
	空ビン・空カン		指定袋(黄色)	1回/隔週	スプレー缶、カセットボンベは、中身を空にして、透明・半透明の袋
	紙類		ひもで十文字に束ねる紙袋に入れる	1回/隔週	5束・5袋まで 紙類はそれぞれの種類ごとに束ねる
	衣類・布類		透明・半透明の袋	1回/隔週	
不燃ごみ	ガラス・セトモノ類	ステーション	指定袋(赤色)	1回/隔週	3袋まで 自転車等の指定袋に入らない物は、「ごみ」等の表記をする
	金属製品類				
	電気製品類				
埋立ごみ(漬物石、物干し台座等)		ステーション	透明・半透明の袋 香取市直営収集	1回/隔週	1袋10kg以内、3袋まで
大型可燃ごみ(タンス、机・イス等)			香取市直営収集	1回/隔週	ふとん・木枝は、3個(3束)まで
畳・ソファ・マットレス(スプリング入り)・珪藻土製品など		伊地山施設 長岡施設	直接搬入*	随時	畳は、10枚/日 混合製品は、金属とその他に分別 珪藻土製品は、袋で密封する
小型家電		回収ボックス	直接搬入	随時	市役所・支所・佐原清掃事務所
		伊地山施設 長岡施設	直接搬入*		—
水銀使用廃製品(乾電池、蛍光灯はステーション可)		回収ボックス	直接搬入	随時	市役所・支所・佐原清掃事務所
		伊地山施設 長岡施設	直接搬入*		蛍光灯は、割れ防止の梱包などをする
		ステーション	透明・半透明の袋	1回/隔週	

\*組合施設への直接搬入は、搬入申請書が必要となります。

搬入先 伊地山施設：伊地山クリーンセンター・伊地山粗大ごみ処理施設

長岡施設：長岡不燃物処理場

表 2 - 4 ( 2 ) ごみ分別の指定状況 ( 神崎町 )

分 別		排出先	排出方法	収集頻度	備 考
可燃ごみ		ステーション	指定袋 ( 緑色 )	2 回 / 週	3 袋まで
資源物	紙類・布類	資源物回収所	種類別に分ける	毎日	種類ごとに紐で束ねる
	ダンボール	ステーション		1 回 / 月	紐で束ねる
	ペットボトル		指定袋 ( 白色 )	1 回 / 月	—
	プラマーク		透明又は半透明の袋	1 回 / 週	—
	空ビン・空カン		指定袋 ( 黄色 )	1 回 / 月	スプレー缶、カセットボンベは、使い切ってから透明・半透明の袋にまとめ、指定袋に入れる
不燃ごみ		ステーション	指定袋 ( 赤色 )	1 回 / 月	3 袋まで 自転車等の指定袋に入らない物は、「ごみ」等の表記をする
畳・ソファー・マットレス ( スプリング入り ) ・珪藻土製品など		伊地山施設 長岡施設	直接搬入※	随時	畳は、10 枚 / 日 混合製品は、金属とその他に分別 珪藻土製品は、袋で密封する
小型家電		回収ボックス	直接搬入	随時	役場
		伊地山施設 長岡施設	直接搬入※		—
小型充電式電池		回収ボックス	直接搬入	随時	役場
水銀使用廃製品 ( 乾電池、蛍光灯はステーション可 )		回収ボックス	直接搬入	随時	資源物回収所
		伊地山施設 長岡施設	直接搬入※		蛍光灯は、割れ防止の梱包などをする
		ステーション	透明又は半透明の袋	1 回 / 月	

※組合施設への直接搬入は、搬入申請書が必要となります。

搬入先 伊地山施設：伊地山クリーンセンター・伊地山粗大ごみ処理施設  
長岡施設：長岡不燃物処理場

表 2 - 4 ( 3 ) ごみ分別の指定状況 ( 多古町 )

分 別		排出先	排出方法	収集頻度	備 考
可燃ごみ		ステーション	指定袋 ( 緑色 )	2 回 / 週	—
資源ごみ	ビン類	ステーション	指定袋 ( 透明緑字 )	2 回 / 月	種類毎に指定袋に分けて入れる  スプレー缶、カセットボンベは、中身を空にする  紙類は種類毎に片手で持てる程度に縛る
	缶類				
	ペットボトル				
	プラスチック容器類				
	金属類				
	衣類				
	紙類		束ねて十文字に縛る		
不燃ごみ		ステーション	指定袋 ( 透明赤字 )	2 回 / 月	ガラス類含む  体温計、蛍光灯、電球、乾電池は、透明・半透明の袋に分ける
小型家電		ボックス回収	直接搬入	随時	役場・コミュニティプラザ・保健福祉センター・サワダデンキ・町魅力発信交流館「たこらぼ」・(有)山倉電機
直接搬入するごみ		伊地山施設 長岡施設	直接搬入 <sup>※</sup>	随時	可燃、資源、不燃ごみに区分して搬入

※組合施設への直接搬入は、搬入申請書が必要となります。

搬入先 伊地山施設：伊地山クリーンセンター・伊地山粗大ごみ処理施設  
長岡施設：長岡不燃物処理場

表 2 - 4 ( 4 ) ごみ分別の指定状況 ( 東庄町 )

分 別		排出先	排出方法	収集頻度	備 考
可燃ごみ		ルート収集 一部ステーション	指定袋(半透明)	2回/週	3袋まで
資源物	ペットボトル	ステーション	指定袋(緑色)	1回/隔週	—
	プラマーク		透明・半透明の袋	1回/週	—
	空ビン・空カン		指定袋(黄色)	1回/隔週	スプレー缶、カセットボンベは、中身使い切り、透明・半透明の袋に入れて別にする
	紙類		ひもで十文字に束ねるか、紙袋に入れる	1回/隔週	5束まで 種類ごとに分ける
	衣類・布類		透明・半透明の袋	1回/隔週	5袋まで
不燃ごみ	ガラス・セトモノ類	ステーション	指定袋(赤色)	1回/隔週	3袋まで 自転車等の指定袋に入らない物は、「ごみ」等の表記をする
	金属製品類				
	電気製品類				
小型家電	回収ボックス	直接搬入	随時	役場・保健福祉総合センター	
	伊地山施設 長岡施設	直接搬入※		—	
水銀使用廃製品 (乾電池、蛍光灯はステーション可)	回収ボックス	直接搬入	随時	役場・保健福祉総合センター	
	伊地山施設 長岡施設	直接搬入※		蛍光灯は、割れ防止の梱包などをする	
	ステーション	透明・半透明の袋	1回/隔週		
粗大ごみ	伊地山施設 長岡施設	直接搬入※	随時	量(10枚以下/日) 混合製品は、金属とその他に分別 珪藻土製品は、袋で密封する	

※組合施設への直接搬入は搬入申請書が必要となります。

搬入先 伊地山施設：伊地山クリーンセンター・伊地山粗大ごみ処理施設  
長岡施設：長岡不燃物処理場

(3) 有料化の状況

① ごみ袋

ごみ袋の有料化の状況は、表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 ごみ袋の有料化の状況

市町名	名 称	料 金
香取市 東庄町	可燃ごみ 40ℓ	300 円／10 枚
	可燃ごみ 25ℓ	200 円／10 枚
	可燃ごみ 15ℓ	150 円／10 枚
	不燃ごみ 40ℓ	—
	ペットボトル 40ℓ	—
	ビン・カン 40ℓ	—
	ビン・カン 20ℓ	—
神崎町	可燃ごみ 45ℓ	350 円／10 枚
	可燃ごみ 25ℓ	200 円／10 枚
	不燃ごみ 45ℓ	350 円／10 枚
	ペットボトル 45ℓ	350 円／10 枚
	ビン・カン 45ℓ	350 円／10 枚
多古町	可燃ごみ 45ℓ	1,000 円／20 枚
	可燃ごみ 30ℓ	800 円／20 枚
	可燃ごみ 15ℓ	400 円／20 枚
	不燃ごみ 40ℓ	800 円／20 枚
	資源ごみ 40ℓ	400 円／20 枚
	資源ごみ 20ℓ	200 円／20 枚

② 直接搬入

各処理施設に直接搬入する場合は、表 2 - 6 に示すとおり搬入重量に応じて、各料金を定めています。

表 2 - 6 直接搬入できる一般廃棄物の有料化の状況

市町名	搬入ごみの有料化の状況	搬入先
香取市 神崎町 多古町 東庄町	○家庭系ごみ ・可燃ごみ：10kgにつき 200 円 ・不燃ごみ：10kgにつき 200 円	伊地山クリーンセンター 伊地山粗大ごみ処理施設 長岡不燃物処理場
	○事業系ごみ ・可燃ごみ 10kgにつき 300 円 ・不燃ごみ 10kgにつき 300 円	伊地山クリーンセンター 伊地山粗大ごみ処理施設

※ 搬入された一般廃棄物が、10kg未満であるときは、10キログラムとして計算します。

### 3 ごみの中間処理計画

中間処理の主体は生活系ごみ、事業系ごみともに組合です。焼却、破碎・選別など適切な処理を実施します。なお、生活系ごみのうち一部については、市町が主体で処理します。

#### (1) 中間処理体制

焼却処理については、伊地山クリーンセンターで行い、一部を民間処理委託します。また、施設整備計画による次期施設竣工迄、適正な施設の維持管理及び処理の効率化を図ります。

伊地山粗大ごみ処理施設及び長岡不燃物処理場で処理を実施していた不燃物、ビン・カンについては、民間処理委託を継続します。

また、ペットボトル・プラマークについては、処理を民間委託し（公財）日本容器包装リサイクル協会において再商品化を図ります。

#### (2) 処理量の見込み

令和8年度における

ごみの中間処理量の見込みは、表2-7に示すとおりです。

表2-7 中間処理量の見込み

単位：t

項目	市町名等	組合
焼却処理量 ①		24,097
	伊地山クリーンセンター	18,201
	委託処理量	5,896
焼却以外の中間処理量 ②		3,787
	不燃物	1,050
	ビン・カン	1,200
	植物廃材	710
	資源物等	827
合計 ①+②		27,884

### (3) 中間処理施設

組合が所有する中間処理施設は、表 2 - 8 に示すとおりです。

表 2 - 8 中間処理施設 (組合)

施設名	名 称	所 在	備考
ごみ焼却施設	伊地山クリーンセンター	香取市伊地山 665 番地 2	
粗大ごみ処理施設	伊地山粗大ごみ処理施設	香取市伊地山 835 番地 2	休止
資源化施設	長岡不燃物処理場	香取市長岡 1539 番地	休止

### (4) 施設整備計画

ごみ焼却施設については、ごみ質の変化や経年的な劣化等により焼却能力が低下しています。また、粗大ごみ処理施設についても、老朽化等により通常の稼働が困難となっている為、民間処理委託となっています。

組合ではこのような状況を踏まえ、次期一般廃棄物処理施設整備事業を進めています。令和 8 年度は、施設整備基本計画策定等の新施設の建設に向けた業務に着手します。

### (5) 中間処理の施策

#### ① 中間処理施設のエネルギー削減の推進

中間処理施設の更新・改修等を行う場合は、循環型社会に貢献できるよう、焼却にあたっては、温室効果ガスの抑制に積極的に取り組みます。

#### ② 中間処理施設整備の延命化

ごみ焼却施設においては、高カロリーのもものが燃やされるとガス量や発生熱量が増大し、施設に負荷がかかり施設の寿命が短くなります。

中間処理施設の延命化を図るために、分別収集の促進や施設の維持管理を徹底していきます。

#### ③ 各市町による減量施策の推進

中間処理施設の効率化、延命化を図るために、各市町によりごみ減量を推進します。

(6) 再生利用・再資源化の推進

組合におけるごみの再生利用・再資源化は、紙類、衣類・布類、施設選別による植物廃材、破碎・選別による金属・缶類、容器包装廃棄物である、ビン類、プラスチック製容器包装、ペットボトル等です。今後も再生利用・再資源化に努め、最終処分の減量を図ります。

(7) 環境への配慮

各中間処理施設の適切な点検・整備を行い、ごみの焼却によるダイオキシン類や温室効果ガスの排出抑制対策を行います。

また、各市町及び管内事業者と協力し、資源物回収、レジ袋の削減など環境に配慮した施策を推進します。

4 ごみの最終処分計画

組合の所有する最終処分場の埋立て残余容量が、少なくなっています。

令和8年度においても、できる限り最終処分量を減らすと共に、次期施設整備計画の状況を見据え、計画的に焼却灰及びばいじん・不燃残渣の外部委託処分を行い、最終処分場の延命化を推進します。

(1) 最終処分体制

第二伊地山一般廃棄物最終処分場で、埋め立てを実施します。

(2) 最終処分量の見込み

令和8年度におけるごみの最終処分量の見込みは、表2-9に示すとおりです。

表2-9 最終処分量の見込み

単位：t

項目	市町名	組合
最終処分量		3,232
	最終処分場等※	1,662
	委託処分量	1,570
	埋立処分量	(可燃残渣 1000・不燃残渣 370) 1,370
	資源化量	(可燃残渣 200) 200

※ 焼却処理委託分の焼却灰を含む

### (3) 最終処分場

組合が所有する最終処分場は、表 2-10 に示すとおりです。なお、伊地山一般廃棄物最終処分場及び織幡一般廃棄物最終処分場は埋立を終了しています。

表 2-10 最終処分場

名 称	所 在	備 考
伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市伊地山 720 番地 1	埋立終了
第二伊地山一般廃棄物最終処分場	香取市伊地山 731 番地	
織幡一般廃棄物最終処分場	香取市織幡 1061 番地 1	埋立終了

### (4) 施設整備計画

第二伊地山最終処分場は、埋立を継続した場合、令和 12 年度以降の埋立が困難な状況となっています。

組合ではこのような状況を踏まえ、次期一般廃棄物処理施設整備事業を進めています。令和 8 年度は、施設整備基本計画策定業務を踏まえながら最終処分場の施設整備方針について検討を行います。

### (5) ごみの最終処分の施策

- ① 最終処分場の残余容量がわずかなことから、焼却灰・ばいじん及び不燃残渣の外部委託処理を計画し、延命化を図ります。
- ② 環境への配慮として、伊地山一般廃棄物最終処分場・第二伊地山一般廃棄物最終処分場では、浸出水を処理した後、伊地山クリーンセンターのガス冷却水として再利用します。

## 5 その他

### (1) 処理困難物

「家庭ごみの分け方」のチラシにおいて処理困難物を記載していますが、処理方法については、販売店や処理業者に依頼するよう啓発活動を続けていきます。

### (2) 不法投棄防止の強化

各市町では、ごみ処理の有料化の導入等に伴って不適正処理や不法投棄が懸念されることから、未然に防止するために不法投棄監視員を置いており、今後も不法投棄防止の強化を継続していきます。

### (3) 不適正処理対策

道路脇などへのごみのポイ捨て等の不適正処理も目立っており、防止対策を講じていきます。

### (4) ごみ分別による 3 R の推進

「ごみ分別辞典」の冊子配布及びインターネット検索ができるWeb版「ごみ分別辞典（ごみサク）」にて、ごみ分別の理解を深め、啓発DVDを活用してごみの減量化と資源化の推進を行います。